

武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市子どもの権利条例（令和5年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第25条第9項の規定に基づき、武蔵野市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第25条第6項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 法律に関する専門的な知識を有する者
- (2) 医療に関する専門的な知識を有する者
- (3) 学校教育に関する学識経験を有する者
- (4) 武蔵野市立小学校及び中学校を代表する者
- (5) 臨床心理士
- (6) 社会福祉士
- (7) 武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
- (8) 武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者
- (9) 法務省人権擁護委員武蔵野市担当
- (10) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第3条 対策委員会に委員長を置き、対策委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が条例第25条第4項の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見聴取等)

第5条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(調査部会)

第6条 条例第25条第4項の調査を行うとき又は武蔵野市教育委員会が必要と認めるときは、対策委員会に調査部会を置き、調査をすることができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 調査部会は、必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめに関係のある者(以下「関係人」という。)の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。この場合において、関係人が未成年者であるときは、調査部会は、必要な配慮をしなければならない。

6 第4条の規定は、調査部会に準用する。この場合において、第4条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「調査部会を組織する者」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 対策委員会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、武蔵野市教育委員会教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。